

2020年12月25日

各 位

会 社 名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 大 朧 宗 徳
(J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役 林 亨
電 話 番 号 0 6 - 6 7 4 7 - 9 1 7 0

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2020年12月16日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所及び内容】

11頁

2. 変更の内容

(訂正前)

(新設)	(REVOLUTION 株式を対価とする取得請求権) 第 12 条 の 6 REVOLUTION 株式対価取得請求権 B 種種類株主は、2021 年 1 月 28 日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の 10 銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社 REVOLUTION が発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION 株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定め
------	--

	<p>る REVOLUTION 株式および金銭を、B 種種類株主に対して交付する。</p> <p>ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる REVOLUTION 株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされた A 種種類株式および B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされた C 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされた B 種種類株式ならびに償還請求がなされた A 種種類株式および B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされた C 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみ種<u>類株式</u>を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった種<u>類株式</u>については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。</p>
--	--

(訂正後)

<p>(新設)</p>	<p>(REVOLUTION 株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第 12 条の 6 REVOLUTION 株式対価取得請求権</p> <p>B 種種類株主は、2021 年 1 月 28 日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の 10 銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社 REVOLUTION が発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION 株式」という。）および金銭の交付と</p>
-------------	--

引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定めるREVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。

ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

以上